

福山市教育委員会会議（第1回）議事日程

2022年（令和4年）4月22日
午後2時00分 於：教育委員室

日程第1		教育委員会会議録の承認について	
日程第2		教育長の報告について 教育長報告	1
日程第3	議第1号	福山市文化財保護審議会への諮問について	2
日程第4	議第2号	臨時代理の承認を求めることについて（福山市学校運営協議会規則の制定）	16
日程第5	議第3号	臨時代理の承認を求めることについて（2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針）	25
* 日程第6	議第4号	福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解職及び委嘱について	
* 日程第7	議第5号	福山市図書館協議会委員の解任及び任命について	
* 日程第8	議第6号	臨時代理の承認を求めることについて（福山市教育支援委員会委員の委嘱）	

教育長報告

3月	30日	水	校長・園長会議（ローズコム）
	31日	木	辞令交付式 学校訪問（西小）
4月	1日	金	辞令交付式 学校訪問（広瀬学園，戸手小，新市中央中，常石ともに学園，想青学園）
	2日	土	
	3日	日	
	4日	月	
	5日	火	
	6日	水	
	7日	木	学校訪問（樹徳小，城東中，日吉台小，竹尋小，神辺小，神辺中） 感謝状贈呈式〔福山法人会〕（ニューキャッスルホテル）
	8日	金	学校訪問（瀬戸小，金江小，柳津小，本郷小） 中学校校長会（人権交流センター）
	9日	土	開校式（想青学園，常石ともに学園）
	10日	日	開校式（広瀬学園，新市中央中）
	11日	月	学校訪問（西小，西幼，済美中，大成館中，松永中，福山高） 小学校校長会（人権交流センター）
	12日	火	学校訪問（霞小，多治米小，誠之中，箕島小，手城小，一ツ橋中，培遠中，坪生小，東朋中）
	13日	水	学校訪問（福山高）
	14日	木	全国都市教育長協議会第1回常任理事会（東京都）
	15日	金	第1回広島県市町教育長会議（広島県庁）
	16日	土	
	17日	日	
	18日	月	学校訪問（東中，東小，城北中，旭小，城西中，山手小，鷹取中，光小，南小）
	19日	火	
	20日	水	学校訪問（水呑小，向丘中，高島小，鞆の浦学園，藤江小，赤坂小）
	21日	木	学校訪問（新涯小，曙小，川口東小）
	22日	金	福山学校元気大賞部門賞表彰（春日小） 第1回教育委員会会議

議第1号

福山市文化財保護審議会への諮問について

福山市指定文化財の指定内容変更について、福山市文化財保護審議会へ別紙のとおり諮問する。

福 文 第 号
2022 年(令和 4 年) 月 日

福山市文化財保護審議会会長 様

福 山 市 教 育 委 員 会

福山市指定文化財の指定内容変更について（諮問）

福山市文化財保護条例第 13 条第 2 項の規定により、次の指定文化財の指定内容の変更について意見を求めます。

記

指 定 名 称	常国寺建物
所 有 者	宗教法人常国寺
指 定 区 分	福山市重要文化財
所 在 地	福山市熊野町甲 1481 番地
変 更 内 容	常国寺建物 3 棟を常国寺建物 2 棟へ改める
変 更 理 由	常国寺建物 3 棟のうち唐門 1 棟が広島県重要文化財の指定を受けたため

広島県重要文化財指定調書

- 【種 別】 建造物
- 【名 称】 常国寺唐門じょうこくじからもん
- 【員 数】 1 棟
- 【所 在 地】 広島県福山市熊野町甲 1481 番地
- 【所 有 者】 宗教法人 常國寺 (代表役員 濱田 壽教)
- 【規模・形状】 正面 1 間 側面 1 間 向唐門 本瓦葺 木造
- 【建築年代】 18 世紀前期¹

【沿 革】

常国寺は、広島県福山市熊野町に所在する日蓮宗の寺院で、山号は広昌山という。文明年間、渡辺越中守兼が父長門守の菩提を弔うために京都本法寺の末寺として久遠院日親を招いて開基したと伝える。天正 4 年 (1576) から 15 年にかけて室町幕府最後の将軍足利義昭が備後国鞆へ移り、備後国の数カ所に居住したとき、毛利輝元から義昭の警固を託された渡辺出雲守房が、常国寺を義昭の御所のひとつとした²。

毛利氏が防長に国替になった後も、常国寺は福山藩主になった水野勝成の三男を第 8 世住持として迎えるなど、寺勢を保っていたと推定される³。常国寺では、第 10 世日迨 (宝永 6 年 (1709) 没) から第 12 世日遼 (享保 14 年 (1729) 没) までの間に、客殿・庫裏・本堂・唐門などが次々と建立または修理されていることが知られる⁴。唐門は、第 12 世日遼の代に建てられたとされており、日遼が没

¹ 常国寺所蔵「享保廿一年過去帳」(享保 21 年 (1736)) によると、「第十二世本理院日遼師代」に、「備中井原長照山妙典寺開闢諸宇諸尊悉皆造立田地寄附當山為末寺者也 一 當山本堂再建 一 唐門 鼓樓造立 一 七面尊軀造立 一 一乘山開闢明神社立之 一 親師御厨子寄附 一 樂取立樂器寄附 右之外功数多」の記載があり、唐門の造立は、日遼没年の享保 14 年 (1729) 以前と推測されるが、その他の事は詳らかでない。

² 常国寺所蔵「正月廿二日付粟屋雅楽丞宛真木嶋昭光書状」(年代不詳) による。文中に「先年公方様被成御座候条」と見えることによる。義昭在世時と推定される。

³ 常国寺所蔵「寺社方御奉行差出候由緒書」(元禄拾貳年 (元禄 12 年 (1699)) 卯十月朔日) による。「一 源義昭將軍法号靈陽院殿道桂昌山大居士御廟塔一基」とあり、元禄 11 年の水野藩断絶後に急遽造営したとは考え難いので、水野藩時代に既に存在したと推測される。本堂裏の広昌山の山頂にある將軍塚と呼ばれる遺構が相当するのかもしれない。なお、義昭の法号は靈陽院昌山道休で、京都の相国寺靈運院に葬られた。

⁴ 常国寺所蔵「享保廿一年過去帳」(享保 21 年 (1736)) による。

した享保14年以前に建てられたものと推測される。

【現 状】

比較的大規模な軸部に、妻入りで唐破風造の屋根を架け、複雑な反転曲面になる屋根面を本瓦で葺く。木部は全て檜である。

軸部は、禅宗様を基調とし、礎盤の上に粽付円柱を載せ、本柱間を木鼻付きの頭貫と台輪で繋ぎ、その上に出三斗の組物と藁股の中備を置き、それらで虹梁を支えて、その上に笈形付大瓶束を立てて棟木を支える。軒は一軒疎垂木とし、正面のみに軒蛇腹を付ける。控柱は本柱よりも長くし、控柱筋には本柱と控柱を繋ぐ貫より一段高い位置に虹梁形頭貫を入れる。控柱筋の組物は大斗実肘木で、その上に虹梁を載せ、正面側と同じく笈形付大瓶束を立てて棟木を支えている。扉も禅宗様の棧唐戸である。

【所 見】

常国寺の唐門は、室町幕府最後の将軍である足利義昭の由緒を、享保期の施主と大工が当時の知識と技術で建物の形式及び意匠で示したという特色をもつ建造物である。扉上段の棧の間に桐文様を浮き彫りにした板が嵌め込まれ、中備の藁股には足利氏の家紋である二つ引両が彫られている。軒丸瓦の瓦頭模様も、旧のものは二つ引両であり、足利義昭の御在所であった由緒を表現している。

虹梁や木鼻に彫られた絵様や藁股の形などは、共に時代相応の特徴をみせる。控柱の虹梁形の頭貫とそれに直交する木鼻は雲形に作られており、大瓶束の左右に付く笈形彫刻も力強く、材質・技法・意匠ともに優れている。

以上から、当建造物は、広島県有形文化財指定基準（平成22年12月24日建造物部会承認）の「(1) 意匠的に優秀なもの」に該当すると考えられることから、広島県重要文化財にふさわしい建造物と判断される。

平成28年11月15日調査 藤田盟児委員，迫垣内裕部委員，棚橋久美子委員

平成29年7月14日調査 (建造物部会) 藤田盟児委員

(美術工芸部会) 伊藤奈保子委員，佐竹昭委員，福田道宏委員

平成30年9月18日調査 藤田盟児委員，岸泰子委員，安藤福平委員，棚橋久美子委員

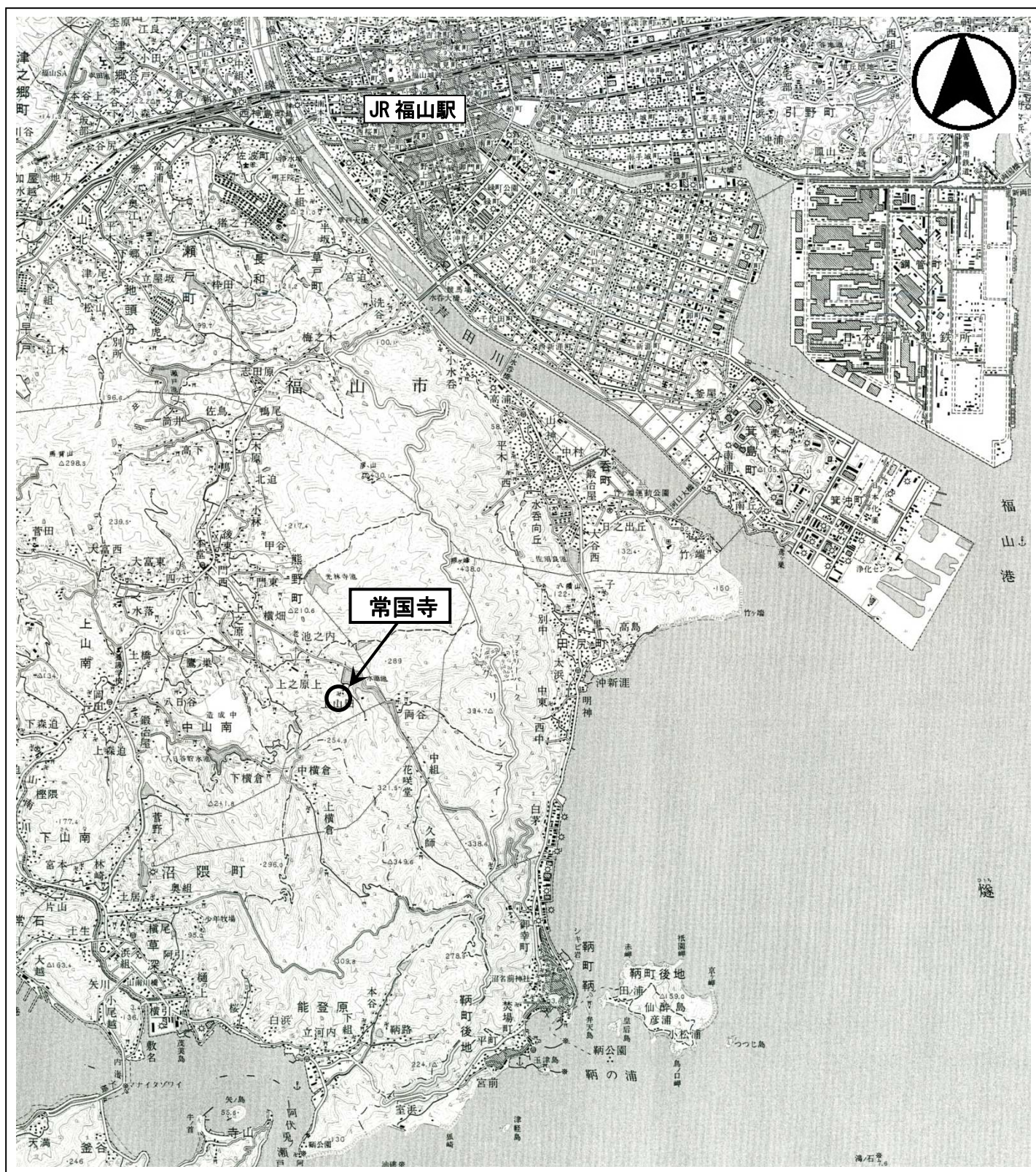
平成30年10月19日調査 岸泰子委員

令和3年7月28日調査 江面嗣人委員，岸泰子委員，福田道宏委員，藤野次史委員

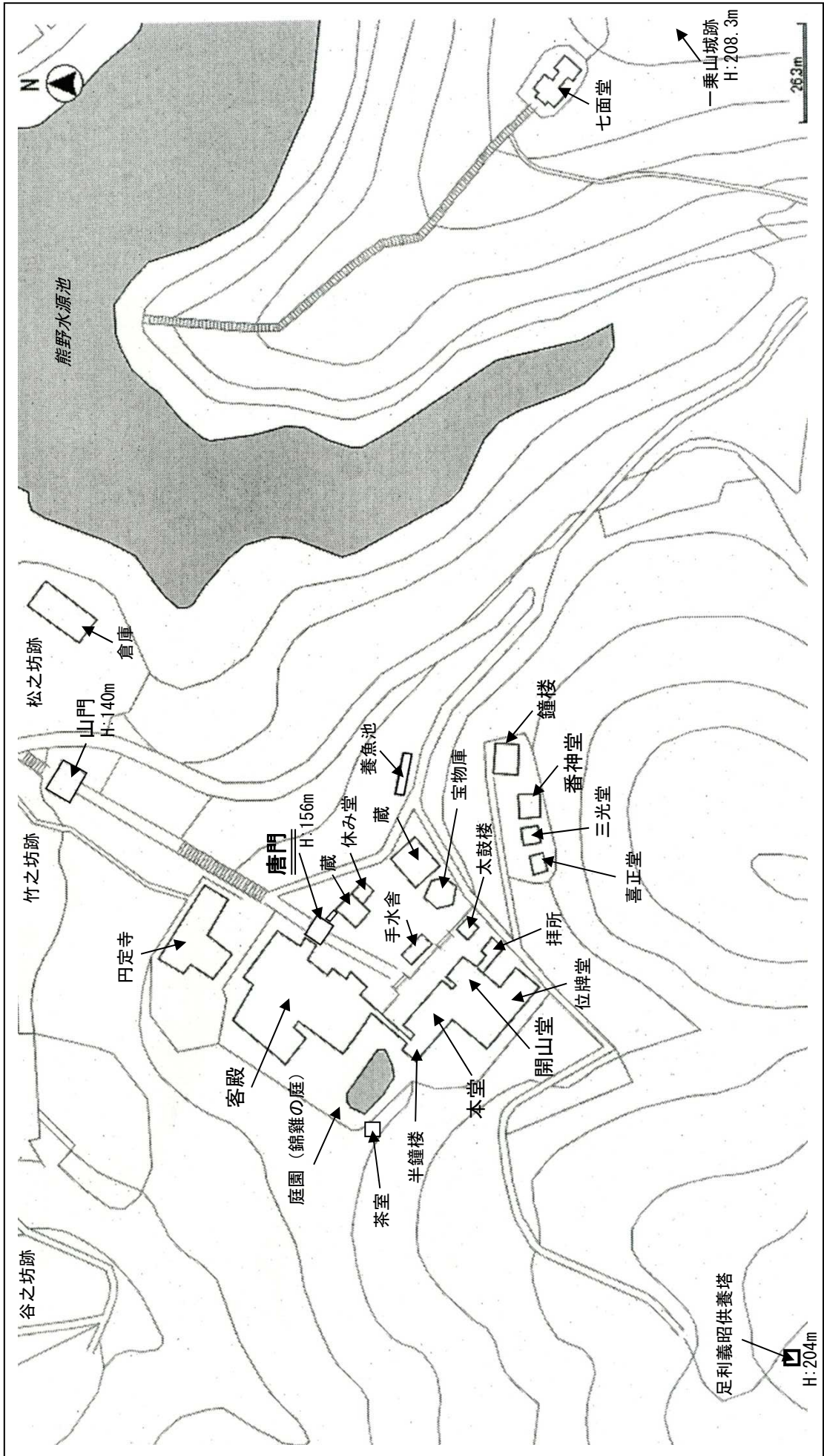
指定調書執筆 藤田盟児前委員

常国寺位置図

常国寺（広島県福山市熊野町甲 1481 番地）



常国寺建造物等位置図





唐門正面（参道階段側より 開扉状態）



唐門背面（境内側より 開扉状態）



唐門右側扉



唐門左側扉



扉桐紋拡大写真（左扉）



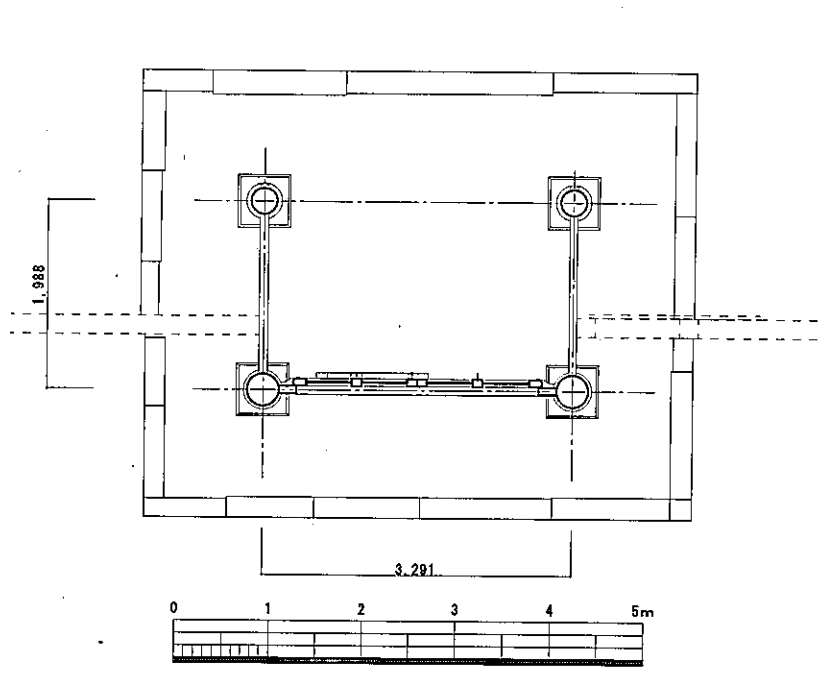
唐門屋根裏（参道側より）



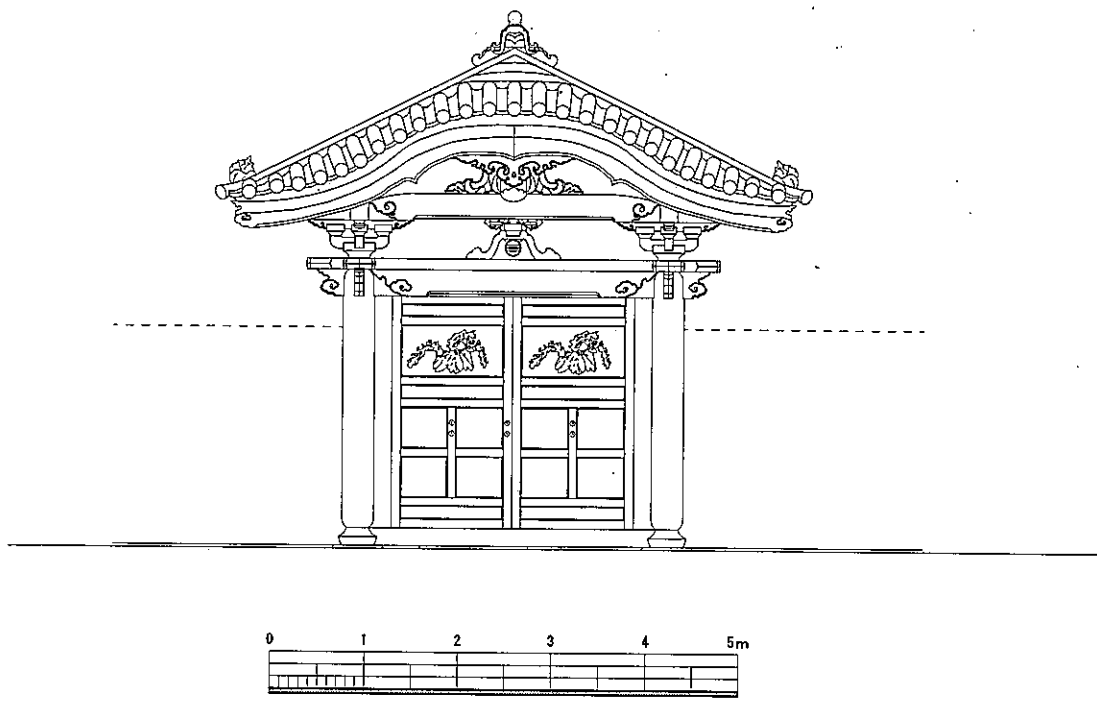
唐門右側背面



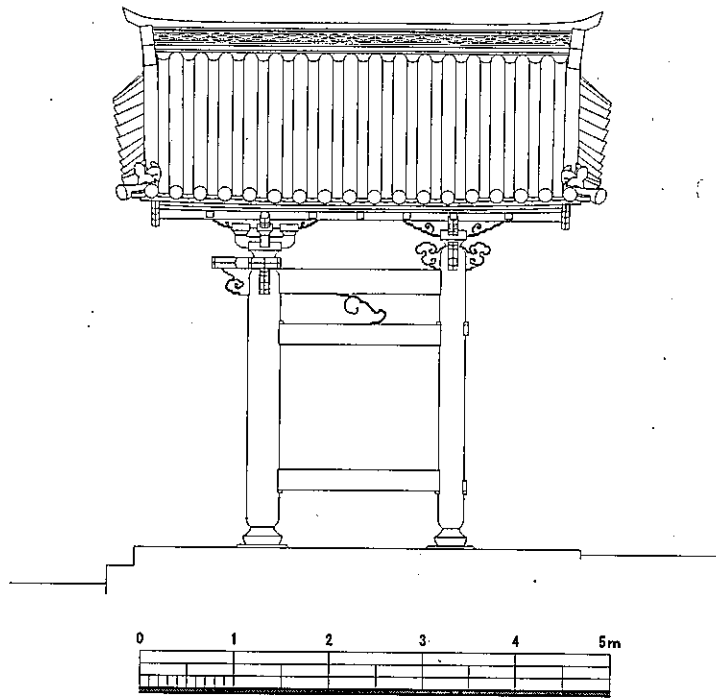
唐門左側背面



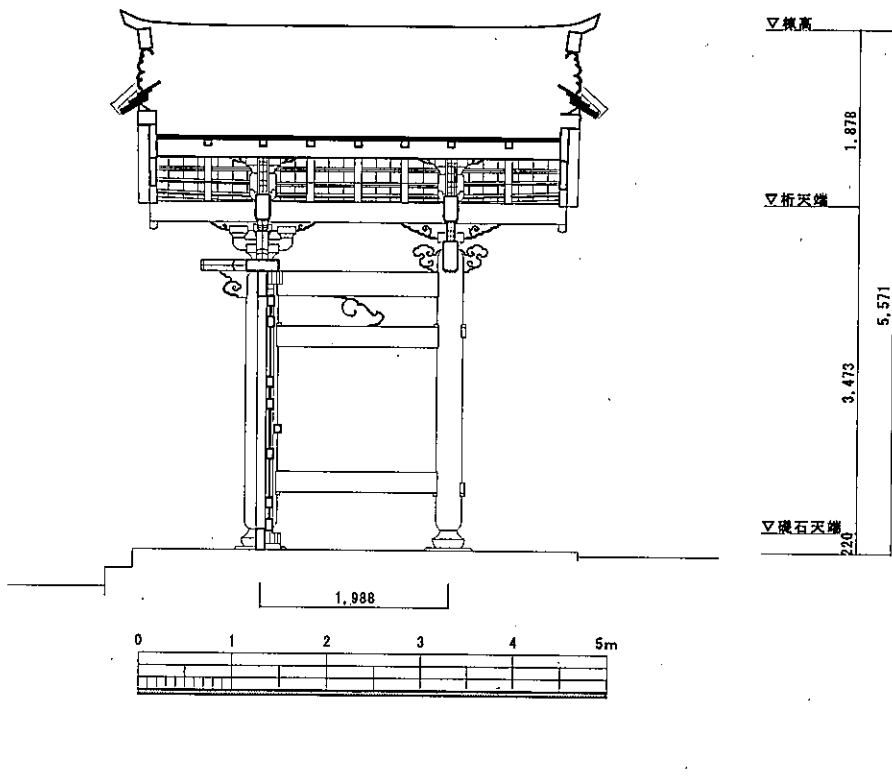
平面图 1:50



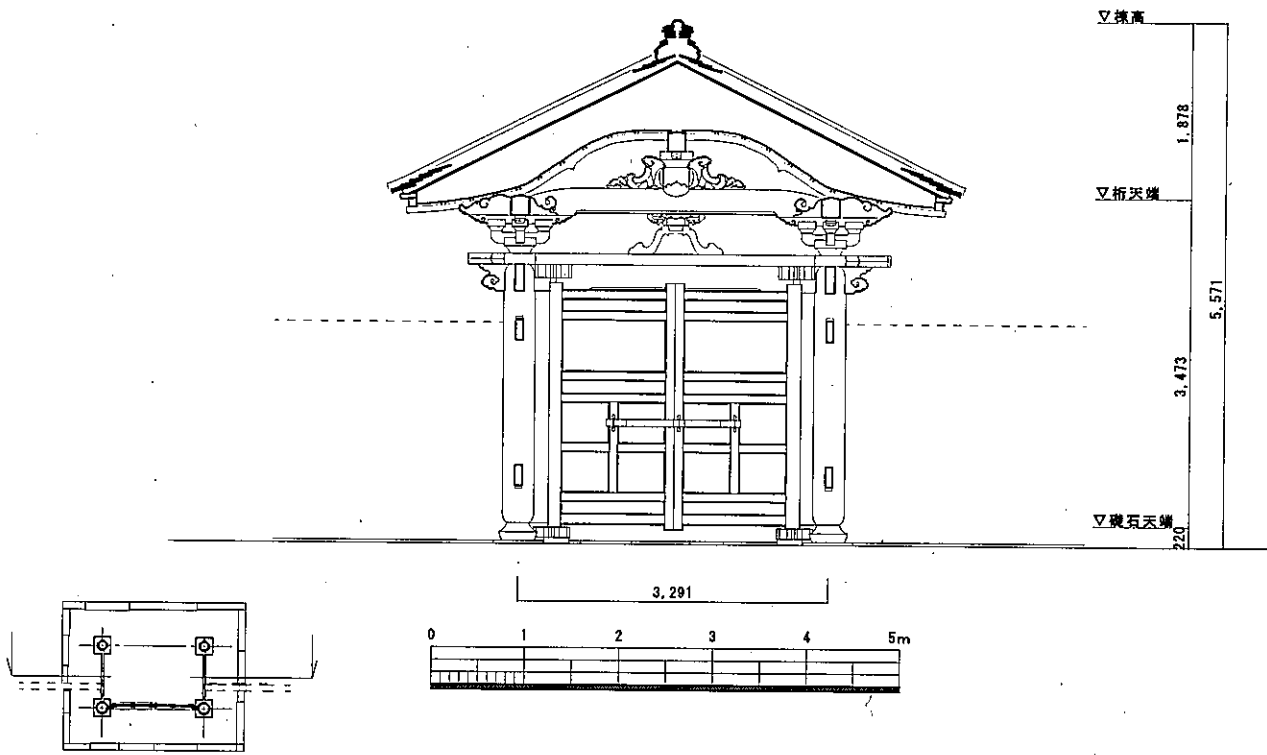
正面图 1:50



侧面图 1:50



桁行断面图 1:50



梁間断面図 1:50

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二条第一項の規定によつて、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

令和四年二月二十四日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	常国寺唐門	一棟	福山市熊野町 甲一四八一番 地	宗教法人 常国寺





建第六十七号

指 定 書

常国寺唐門 一棟

右を**広島県重要文化財**として
指定する

令和四年二月二十日

広島県教育委員会



備 考

宗教法人 常国寺	所有者	所有者の住所 広島県福山市熊野町 甲四八一 番地	所在の場所 広島県福山市熊野町甲四 八二番地	交付・再交付又は 所有者変更年月日	交付・再交付 又は変更の別
				令和四年二月二十日	交付

1 次の場合は、指定書を返付して下さい。

一 文化財保護法第二十七条第一項又は第七十八条第一項の規定による重要文化財又は有形民俗文化財の指定を受けたとき

二 広島県文化財保護条例第四条第一項又は第三十条第一項の規定による県重要文化財又は県有形民俗文化財の指定の解除があったとき

三 指定書の再交付を受けた後、亡失した指定書を回復したとき

2 次の場合は、指定書を添えて届け出て下さい。

一 所有者が変更したとき

二 所有者が氏名、名称又は住所を変更したとき

三 所在の場所を変更したとき

3 指定書を破損した場合は、指定書を添えて再交付の申請をして下さい。

議第 2 号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市学校運営協議会規則の制定）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 29 年教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により，福山市学校運営協議会規則の制定について，別紙のとおり臨時に代理したので，同条第 2 項の規定により，報告し，承認を求める。

(別紙)

福山市学校運営協議会規則の制定について

福山市学校運営協議会規則の制定については、別紙のとおりとする。

○制定の概要

(制定理由)

保護者、地域住民等が学校の運営に参画し、当該運営への必要な支援及び協力を行うことにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、児童生徒の健全育成並びに地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを推進することを目的として、本市の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校において学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定める必要がある。

(制定要旨)

- 1 協議会の主な役割について定めるもの。 (第4条～第7条関係)
- 2 協議会の委員に係る基本的な事項について定めるもの。 (第8条～第12条関係)
- 3 協議会に置く会長及び副会長について定めるもの。 (第13条関係)
- 4 協議会の会議について定めるもの。 (第14条～第15条関係)
- 5 その他協議会の運営について定めるもの。 (第16条～第19条関係)
- 6 その他必要な事項について、教育長が別に定めることとするもの。 (第20条関係)

(施行期日)

2022年（令和4年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、福山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校の運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、児童生徒の健全育成並びに地域の創意工夫を生かした特色のある学校づくりを推進することを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、各学校に協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を実施し、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 前条の規定により協議会を設置した学校（以下「設置校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 学校の予算の執行計画
- (4) 施設・設備等及びその管理に関すること。
- (5) その他設置校の校長が必要と認めること。

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た事項に基づき、学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、前条第1項各号に掲げる事項のほか、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該設置校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、設置校の職員の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、当該設置校の校長を通じて行わなければならない。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、設置校の運営状況等について評価を行うものとする。

(参画の促進)

第7条 協議会は、設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、5人以上10人(2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては15人)以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。

(1) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 設置校の校区内の地域住民

(3) 学識経験者

(4) その他設置校の校長が必要と認める者

3 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に定める非常勤特別職職員とする。

(委員の任期等)

第9条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。この場合において、委員の任期は、通算して5年を超えないものとする。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) その他協議会及び設置校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、前項第2号又は第3号の規定により委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、年額4,000円とする。

2 福山市の常勤の特別職若しくは一般職の職員又は福山市立学校に勤務する県費負担教職員が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。

3 第9条第2項の規定による後任委員の報酬及び第11条第1項第1号に該当し解任した委員の報酬は、第1項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、当該設置校の校長と協議の上、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
(部会)

第16条 協議会は、必要に応じて部会を設けることができる。
(指導及び助言)

第17条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。
(運営規則)

第18条 協議会は、法令及び教育委員会規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。
(庶務)

第19条 協議会の庶務は、設置校において処理する。
(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参考) 前回案との新旧対照表

現行	第14回会議における案
<p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の<u>目的を達成するため、各学校に協議</u>会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を実施し、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認められる場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第8条 協議会の委員は、<u>5人以上10人(2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあつては15人)以内とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他設置校の校長が必要と認める者</p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の<u>目的が達成できると認められる学校</u>に協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を実施し、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認められる場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第8条 協議会の委員は、<u>15人(2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあつては20人)以内とする。</u></p> <p>2 委員は、設置校の校長のほか、次に掲げる者のうちから、設置校の校長が推薦し、教育委員会が任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>設置校の教職員</u></p> <p>(5) <u>その他設置校の校長が必要と認める者</u></p>

<p>3 (略)</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第9条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。<u>この場合において、委員の任期は、通算して5年を超えないものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第15条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならぬ。</p> <p>3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>(部会)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(運営規則)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第9条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(部会)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(運営規則)</p> <p>第17条 (略)</p>
--	---

(庶務)	(庶務)
<u>第19条</u> (略)	<u>第18条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第20条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)

議第3号

臨時代理の承認を求めることについて（2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針を定めることについて別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針について

2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針を別紙のとおり定める。

○2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針【別紙】

2022年度（令和4年度）福山市教職員研修基本方針

I 目標

全ての研修において、「学び」を中心として理念と実践を往還させ、教職員の授業力と専門性の向上を図り、福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育てる。

II 求められる教職員像

○ 文部科学省 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」における教職員の姿

- ・ 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止めている。
- ・ 教職生涯を通じて学び続けている。
- ・ 子ども一人一人の学びを最大限に引き出している。
- ・ 主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている。

○ 広島県教育委員会「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」

普遍的な事項

高い倫理観と豊かな人間性をもっている

子どもたちに社会のルールなどの倫理観や感動する心などの豊かな人間性を身に付けさせるためには、教職員自らが社会人としても高い倫理観をもつとともに、幅広い教養などに裏付けられた豊かな人間性を身に付けていることが求められる。

子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている

子どもたちの人格形成に携わるといふ職責から、教職員には、子どもに対する教育的愛情と、子どもを教え育てるといふ仕事に対する使命感をもっていることが求められる。

専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる

各学校が特色ある教育活動を展開し、子どもたち一人一人の個性を生かす教育を行うためには、教職員一人一人が、それぞれの専門性を発揮するとともに、自らの職責を自覚し、職務を的確に遂行することが求められる。

社会や子どもの変化に柔軟に対応できる

変化の激しい社会にあっては、教職員一人一人が社会の変化や動向を踏まえながら、常に資質能力の向上に努めるとともに、子どもの変化やニーズを的確に把握し、柔軟に対応することなどにより、個に応じたきめ細かな指導を行うことが求められる。

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて特に求められる事項

確かな授業力を身に付けている

子どもたちに確かな学力や豊かな心などの「生きる力」を育むためには、学校教育活動の中心である日々の授業を、より質の高いものとする必要があることから、確かな授業力を身に付けていることが求められる。

豊かなコミュニケーション能力を有している

相手に分かりやすく伝える、感受性を働かせ豊かに表現するなどの「ことばの力」を子どもたちに育むために、「ことばの教育県づくり」に取り組んでおり、この取組を推進するためにも、豊かなコミュニケーション能力を有していることが求められる。

新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている

新たな「教育県ひろしま」の創造に向け、教育の「中身づくり」を推進するためには、教職員一人一人が、新たな課題に積極的に挑戦する意欲をもち、その解決に向けて取り組むことが求められる。

他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる

各学校において、地域の状況等に応じて特色ある学校づくりを推進するためには、組織的な連携のもと、教職員一人一人が意欲と自覚をもって学校運営に参画し、連携・協働し一丸となって教育活動を展開することが求められる。

ふるさとに愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども

〈認知能力・非認知能力〉

21世紀型
“スキル&倫理観”

知識・技能 課題発見・解決力 コミュニケーション能力 創造力 挑戦する力
粘り強さ 忍耐力 協調性 ローズマインド(思いやり・優しさ・助け合いの心)・・・

の育成

知的好奇心や意欲を発揮し、
分る過程を通して→→

「子ども主体の学び」
全教室展開

→→「学びが面白い!」と実感する

指定研修

- * 管理職研修
- * 総括事務長・事務長研修
- * 「福山100NEN教育」
推進研修
- * 幼保小連携教育合同研修
- * 個に応じた学びづくり
研修 等

任意研修

- * 教職員ニーズ研修
- * 小学校外国語活動・
外国語研修
- * 中学校外国語
「ラウンドシステム」研修
- * 各種 ICT 研修 等

一斉研修

各校・グループ等で研究テーマに基づき、
「学び」を探究する

小・中・義務教育学校

- ・ 校内研修 ・ 中学校区研修
- ・ 中学校各教科・部会グループ別研修
- ・ 幼保小連携教育合同研修

職種別

- ・ 通級指導教室担当者研修
- ・ 養護教諭全体研修
- ・ 栄養教諭・学校栄養職員全体研修
- ・ 事務職員全体研修

法定研修

- * 中堅教諭等資質向上研修
- * 初任者研修 等

推薦研修

- * 福山ティーチャーズ・
アカデミー
- * こども発達支援センター
長期研修
- * 通級指導教室担当者
養成研修 等

総合講座

- * 福山教育フォーラム 等



ハイブリッドな研修

教職員が起点となり、学び続ける研修の推進

「認知のしくみ」から
学習方法を見直す



ファシリテーション
スキルを習得する

日々の授業を中心とした教育活動